

9 第六項の規定による特別還付金を支給する旨の決定を受けた者は、当該決定を受けたときにおいて、当該決定に係る額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

10 所轄税務署長は、特別還付金の支払をし、又は充当（国税通則法第五十七条の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別還付金の区分に従い当該各号に定める日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（各年の第九十三条第二項に規定する特例基準割合（以下この項及び第二十二項において「特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 第五項第一号に掲げる年分に係る特別還付金 次に掲げる特別還付金の区分に応じそれぞれ次に定める日数

イ 第五項第一号に掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金を当該特別還付金に係る年分における国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等と、第六項又は第十五項の規定による決定（同項の決定にあつては、第十二項に規定する変更決定請求書に基づくものに限る。）を同法第五十八条第一項第二号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同項に規定する日数（当該特別還付金の計算の基礎となる第五項第一号イ(2)に掲げる金額が同号イ(1)に規定する還付金の額であつて、かつ、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二百二十条第一項第八号又は第二百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から当該特別還付金の支払のための支払決定の日又は当該特別還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下この項において「特別還付金支払決定日」という。）までの期間の日数）（当該特別還付金に係る年分の所得税の確定申告書が当該確定申告書の同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限後に提出された場合又は当該年分の所得税について所得税額の決定があつた場合には、当該年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその提出

の日又はその所得税額の決定があつた日までの期間の日数を除く。
)

ロ 第五項第一号ロに掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数(当該特別還付金に係る同号ロに規定する還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二百二十条第一項第八号又は第二百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数から当該特別還付金に係る年分の所得税に係る同法第二十一条第四十一号に規定する確定申告期限の翌日から当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日までの期間の日数を控除した日数)

二 第五項第二号に掲げる年分に係る特別還付金 当該特別還付金に係る年分の所得税の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数

11| 第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額(当該特別還付金の額に關し第十五項の規定による決定(以下この項から第十四項までにおいて「変更決定」という。)があつた場合には、当該変更決定後の特別還付金の額)の計算の基礎となつた事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当該特別還付金の額が過少である場合には、請求期間内に限り、特別還付金の額に關し変更決定をすべき旨を請求することができる。

12| 前項の規定による変更決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類(以下この条において「変更決定請求書」という。)を所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該変更決定請求書には添付書類を添付しなければならない。

- 一 その請求に係る変更決定前の特別還付金の額
- 二 その請求に係る変更決定後の特別還付金の額
- 三 その変更決定の請求をする理由
- 四 その変更決定の請求をするに至つた事情の詳細
- 五 第二号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

13 第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額（当該特別還付金の額に關し変更決定があつた場合には、当該変更決定後の特別還付金の額）が過大である場合には、当該特別還付金の額に關し変更決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、前項の規定は、当該請求について準用する。

14 所轄税務署長は、第十一項又は前項の請求があつた場合には、その請求に係る変更決定請求書に記載された事項について調査し、変更決定をし、又は理由を付して、変更決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知するものとする。

15 所轄税務署長は、第六項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知つた場合には、その調査により、当該決定に係る特別還付金の額を変更する旨及びその変更後の特別還付金の額（以下この項において「変更後の特別還付金の額」という。）の決定をするものとする。この場合において、当該決定が当該決定前の特別還付金の額が増加する変更である旨の決定であるときは、変更後の特別還付金の額は、当該特別還付金に係る特別還付金請求書に記載された特別還付金の額（変更決定請求書の提出がある場合には、当該変更決定請求書に記載された第十二項第二号に掲げる金額）を限度とする。

16 所轄税務署長は、前項の規定による決定（以下この条において「変更決定」という。）を行つた場合には、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、次に掲げる事項を、書面により通知するとともに、当該変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定があつた場合には、第三号イに掲げる金額に相当する特別還付金を支払うものとする。

一 その変更決定前の特別還付金の額

二 その変更決定後の特別還付金の額

三 その変更決定に係る次に掲げる金額

イ その変更決定前の特別還付金の額がその変更決定により増加するときは、その増加する特別還付金の額

ロ その変更決定前の特別還付金の額がその変更決定により減少するときは、その減少する特別還付金の額

ハ 第十項の規定により支払う特別還付金の額に係る加算金があると

きは、その加算金のうちに掲げる特別還付金の額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

17] 第六項の規定による決定又は変更決定は、改正法施行日から二年を経過した日以後においては、することができない。ただし、国税通則法第十一條の規定による請求に関する期限の延長により、特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出が請求期間の終了の日後となる場合には、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る決定又は変更決定は、当該延長された特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る請求に関する期限の日以後一年を経過する日までの間においても、することができる。

18] 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定を受けた者は、当該変更決定を受けたときにおいて、当該変更決定により増加する特別還付金の額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

19] 特別還付金（加算金を含む。次項から第二十三項までにおいて同じ。）については、所得税を課さない。

20] 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が減少する変更決定があつた場合において第十六項に規定する書面に記載された同項第三号ロ及びハに掲げる金額に相当する特別還付金を有する者は、当該特別還付金を当該書面が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに国に納付しなければならない。

21] 前項に規定する変更決定を受けた者は、同項の規定により納付すべき特別還付金を同項の規定により納付すべき期限（次項において「納期限」という。）までに完納しないときは、延滞金を納付しなければならない。

22] 前項の延滞金の額は、特別還付金の納期限の翌日から当該特別還付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別還付金の額に年十四・六パーセントの割合（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の特別還付金の額に年七・三パーセントの割合（各年の特例基

準割合に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合) を乗じて計算した額とする。

23| 特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

24| 第三項(第四項において準用する場合を含む。)の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項(第十三項において準用する場合を含む。)の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法(第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章(第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。)、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項(第三号を除く。)、第七十二条第二項及び第三項(同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十三条(第三項を除く。)、第七十四条の十四第二項、第百五条、第百七条、第百十九条並びに第百二十条の規定に限る。)、の規定及び国税徴収法(第二章(第十一条を除く。)、第三章(第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。)、第五章、第六章(第百五十八条を除く。)、第八章及び第九章の規定に限る。))の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第一項	又は決定	若しくは決定又は租税特別措置法第九十七条の二第六項若しくは第十五項(特別還付金の支給)の規定による決定(以下「特別決定」という。)

第三十条第三項	第三十条第二項	
又は決定に係る国税	又は決定を	又は決定
若しくは決定に係る国税 又は当該特別決定に係る 特別還付金	若しくは決定又は特別決 定を	若しくは決定又は特別決 定
これらの国税	以後	納税地（
これらの国税又は特別還 付金に	又は同条第三項に規定す る特別還付金請求書若し くは同条第十二項に規定 する変更決定請求書を提 出した時以後	納税地又は同条第三項に 規定する対象年金受給者 の所得税の納税地若しく は特定相続人に係る特定 被相続人のその死亡の日 の属する年分の所得税の 納税地（
又は電源開発促進税	又は租税特別措置法第九 十七条の二第一項に規定 する特別還付金（以下「 特別還付金」という。）	若しくは電源開発促進税 又は租税特別措置法第九 十七条の二第一項に規定 する特別還付金（以下「 特別還付金」という。）

項 第三十七条第一	場 合 に は	た め、 特 別 決 定 を し て い た た め た め 又 は 他 の 税 務 署 長 が
項 第三十七条第二	納 期 限	場 合 又 は 特 別 還 付 金 を 租 税 特 別 措 置 法 第 九 十 七 条 の 二 第 二 十 項 （ 特 別 還 付 金 の 支 給 ） の 規 定 に よ り 納 付 す べ き 期 限 （ 同 条 第 二 十 一 項 に 規 定 す る 延 滞 金 （ 以 下 「 延 滞 金 」 と い う 。） に つ い て は、 そ の 計 算 の 基 礎 と な る 特 別 還 付 金 の 納 付 す べ き 期 限 。以 下 「 特 別 還 付 金 の 納 期 限 」 と い う 。（ ま で に 完 納 し な い 場 合 に は
項 第三十七条第三	国 税 又 は 利 子 税	納 期 限 又 は 特 別 還 付 金 国 税 又 は 特 別 還 付 金 若 し く は 利 子 税 又 は 延 滞 金
項 第三十八条第一	納 期 限 ま で	納 期 限 又 は 特 別 還 付 金 の 納 期 限 ま で
	納 期 限 を	納 期 限 又 は 特 別 還 付 金 の 納 期 限 を

第三十八条第二項	税額	税額又は特別還付金の額
第四十条	国税が	特別還付金が
第四十一条及び第四十二条	国税	特別還付金
第四十三条第一項	国税の徴収 納税地（	国税又は特別還付金の徴収 納税地又は租税特別措置法第九十七条の二第三項（特別還付金の支給）に規定する対象年金受給者の所得税の納税地若しくは特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地（
第四十三条第二項	又は国際観光旅客税法	若しくは国際観光旅客税法
第四十三条第二項第一号	国際観光旅客税に 賦課決定が	国際観光旅客税又は特別還付金に 賦課決定又は租税特別措置法第九十七条の二第二十四項の規定により準用する第三十条第二項の特別決定が

第四十三条第二項第二号	税額	国税又は特別還付金
第四十三条第三項及び第四項	国税に	国税又は特別還付金につき納付すべき額
第四十三条第五項	国税を	国税又は特別還付金を
第四十六条第一項	国税で次に掲げるもの その納期限（ ）	特別還付金でその納付すべき期限がその損失を受けた日以後に到来するもの その特別還付金の納期限（ ）
第四十六条第二項	その国税	その特別還付金
第五十六条第一項	国税 還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）	特別還付金
第五十六条第二項	還付しなければ 還付すべき還付金等について還付	支払わなければ 支払うべき特別還付金について支払

項 第六十二条第一	税 第六十条第四項	税 第六十条第三項	項 第五十八條第二項第一号及び第二号	項 第五十七條第二	項 第五十七條第一							
					還付金等	その還付金等	その国税	還付に代えて、還付金等	限る。	国税（	その還付を	還付金等が
特別還付金	特別還付金	特別還付金	特別還付金の支給を受ける権利	特別還付金	となる特別還付金等	その特別還付金等	その特別還付金等	支払に代えて、特別還付金	限る。以下この項において「特別還付金等」という。	特別還付金又は国税（	その支払を	特別還付金

第七十三條第五項	国税に	特別還付金に
第七十三條第五項	国税（ 国税の徴収権	特別還付金（ 特別還付金を徴収する権 利
第七十三條第五項	国税が 国税に	特別還付金が 特別還付金に
第七十七條第一項	納税申告書の提出その他 国税	租税特別措置法第九十七 條の二第三項（特別還付 金の支給）に規定する特 別還付金請求書又は同條 第十二項に規定する変更 決定請求書の提出その他 特別還付金
第七十七條第二項	国税の納税地を所轄す る税務署長	租税特別措置法第九十七 條の二第三項に規定する 所轄税務署長

25

第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法附則第九條の十の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「第五十七條」とあるのは「第五十七條（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七條の二第二十四項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七條の二第一項に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、同條第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該

(事務の区分)
 第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及
------	---

- 還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。
- 26| 特定相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書の提出に関する特例、特別還付金請求書を提出する者が第五項第一号ロに掲げる場合に該当する者である場合における当該特別還付金請求書に添付すべき書類の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 27| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特別還付金の支給に関する調査について必要があるときは、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に質問し、又はその者の当該特別還付金に関する書類その他の物件を検査することができる。
- 28| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 29| 第二十七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 30| 偽りその他不正の手段により特別還付金の支給を受けた者は、三年以上の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。
- 31| 第二十七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(事務の区分)
 第九十八条 同上

同上	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及
----	---

省略	
省略	<p>び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の六第二十項、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項、第七十条の七第三十五項（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>

同上	
同上	<p>び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の六第二十項、第七十条の七第三十五項（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>